佐川町通学路安全対策連絡協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「佐川町通学路安全対策連絡協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、各関係機関が連携し着実かつ継続的に通学路の交通安全確保に取り組むことを目的と して設置する。

また協議会は、目的達成のため、基本方針となる「佐川町通学路交通安全プログラム」を策定し、 佐川町における通学路安全対策の実効性の一層の向上を図るものとする。

(構成)

- 第3条 協議会は、別表により構成する。
- 2 構成員に事故及び異動等がある時は、その職位の責任者がその任に当たることとする。
- 3 町立学校の構成員は、学校長のうちから教育長がその都度、指名する。

(協議会の開催)

第4条 協議会は、議長が必要に応じ招集する。議長は佐川町教育長がその任にあたる。 (検討内容)

- 第5条 協議会は、次の事項について審議検討を行う。
- (1) 「佐川町通学路交通安全プログラム」の策定
- (2) 安全対策施策の進行管理
- (3) 地域住民への取組内容の公表
- (4) その他目的達成に必要な事項

(事務局)

第6条 事務局は佐川町教育委員会がその任にあたる。

(細則)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会に必要な事項は、協議会に諮って定めるものとする。

別表

所属・役職等	所在地等
佐川警察署交通課長	〒789-1203 佐川町丙3555
土佐国道事務所佐川国道維持出張所所長	〒789-1203 佐川町丙3587
中央西土木事務所越知事務所道路課長	〒781-1301 越知町越知甲2228-1
佐川町PTA連合会会長	〒789-1202 佐川町乙2166
佐川町立学校校長代表	〒789-1233 佐川町中組77
日高村佐川町学校組合教育長	〒781-2154 日高村岩目地40
佐川町産業建設課長	〒789-1292 佐川町甲1650-2
佐川町総務課長	〒789-1292 佐川町甲1650-2
佐川町教育長	〒789-1201 佐川町甲356-2
事務局(佐川町教育委員会教育次長)	〒789-1201 佐川町甲356-2